

京都市告示第350号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成23年12月19日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

西京極堤下町町内会

2 規約に定める目的

町民の衛生意識の向上や防火防災防犯の協力及び会員相互の親睦発展を計り、福利を増進することを目的とする。

3 区 域

京都市右京区西京極堤下町と殿田町の八条通り以南の地域

4 事務所

京都市右京区西京極堤下町15番地51

5 代表者の氏名及び住所

下谷 泰三

京都市右京区西京極堤下町18番地の65

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成23年12月12日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)